

衆議院 運輸委員會 議 録 第 十 四 号

平成八年五月二十四日(金曜日)

午後一時十分開議

出席委員

委員長 辻 一彦君

理事 武部 勤君

理事 村田 吉隆君

理事 古賀 敬章君

理事 赤松 広隆君

理事 衛藤 辰一君

佐藤 静雄君

林 幹雄君

茂木 敏充君

江崎 鐵磨君

実川 幸夫君

土田 龍司君

緒方 克陽君

寺前 巖君

出席國務大臣

運輸大臣 龜井 善之君

出席政府委員

運輸省運輸政策局長 土坂 泰敏君

海上保安庁長官 森野 裕君

委員外の出席者

運輸委員會調査室長 小立 諱君

委員の異動

五月二十四日

辞任 田名部匡省君

同日 田名部匡省君

辞任 土田 龍司君

同日 土田 龍司君

補欠選任 補欠選任

同日 田名部匡省君

同日 田名部匡省君

同日 田名部匡省君

本日の会議に付した案件

領海法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)
海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

○辻委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、領海法の一部を改正する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

○辻委員長 各案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。
まず、領海法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○辻委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、海上保安庁法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○辻委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○辻委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○辻委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと認めます。〕

○辻委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。
〔報告書は附録に掲載〕

○辻委員長 陸運、海運及び航空に関する件等について調査を進めます。
村田吉隆君外三名から、自由民主党、新進党、社会民主党、護憲連合、新党さきがけの四派共同提案による国連海洋法条約の実施に伴う海上保安体制の整備に関する件について決議されたことの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。久保哲司君。
○久保委員 国連海洋法条約の実施に伴う海上保安体制の整備に関する件について、自由民主党、新進党、社会民主党、護憲連合及び新党さきがけの四党派を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

とる接続水域の設定、海洋環境の保護・保全、海洋資源の保護等について主権的権利を行使する排他的経済水域の設定等の海洋における新たな法制度が導入されることに伴い、国際社会における安定した海洋の法的秩序の確立に資するとともに、海洋国家としての我が国の利益の確保を図るため、海上における法令の勵行等に万全を期する見地から、必要な海上保安庁の巡視船艇・航空機等による監視取締り体制について、今後一層整備充実すべきである。

右決議する。
以上であります。

本決議は、国連海洋法条約関連三法律案の審査の過程において、委員各位から御意見及び御指摘のありました事項を取りまとめたものであり、接続水域及び排他的経済水域の設定等の海洋における新たな法制度が導入されることに伴い、今後必要となる海上保安庁の監視取締り体制の一層の整備充実を図るため、政府に対し特段の努力を要請するものであります。

何とぞ委員各位の御賛成を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)
○辻委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。ただいまの村田吉隆君外三名提出の動議のとおり、国連海洋法条約の実施に伴う海上保安体制の整備に関する件を本委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

○辻委員長 起立総員。よって、そのように決しました。
〔賛成者起立〕

この際、ただいま議決いたしました決議につきまして、運輸大臣から発言を求められておりますので、これを許します。亀井運輸大臣。

○亀井國務大臣 ただいま領海法の一部を改正する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案

及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御熱心な御審議の結果、御可決いただきましたことに心から御礼を申し上げます。まことにありがとうございますました。

また、ただいま議決されました決議につきましても、その趣旨を十分尊重し、運輸省として十分努力をしてまいり所存でございます。

ありがとうございます。(拍手)

○辻委員長 なお、本決議の議長に対する報告及び関係各方面への参考送付の取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十六分散会